

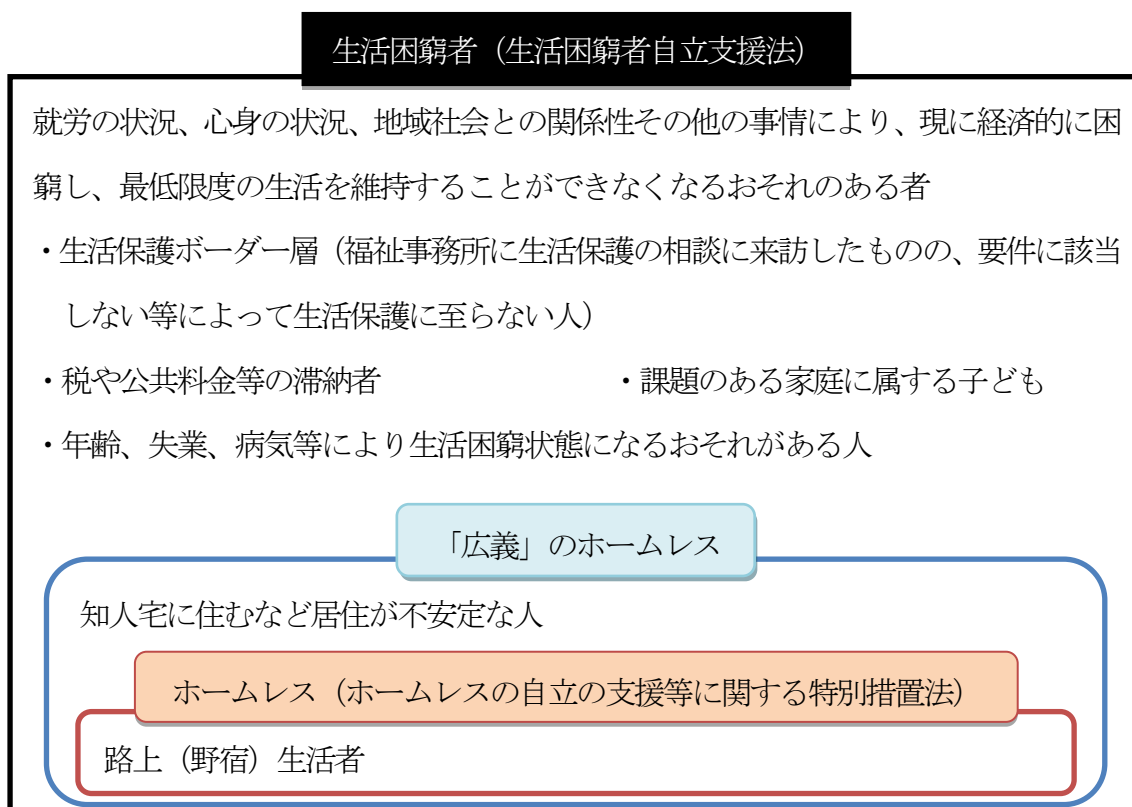
第8章 第1期平塚市生活困窮者自立支援計画

1 生活困窮者自立支援計画とは

近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護利用者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化するために、2015年4月に生活困窮者自立支援法（以下「困窮者支援法」という。）が施行されました。

困窮者支援法における支援の対象とされる「生活困窮者」の定義は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされています。これは、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないように、また、困窮状態に至ってしまう危険性をはらんでいる状態にある人や生活困窮になることが懸念される人についても、早期に、かつ予防的な対応を行うことができるように、できる限り幅広く対応することが必要なことから、このように定義されています。

生活困窮者自立支援制度の対象者のイメージは次のとおりです。



生活困窮者自立支援計画とは、困窮者支援法の規定を踏まえ、各市町村が任意で策定する計画です。この困窮者支援法に基づく支援の制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置付けて計画的に取り組むことが効果的とされています。

本市では、困窮者支援法の施行前から、保健福祉に関する総合相談窓口を設置し生活困窮者等の相談に応じるとともに、ホームレス自立支援を重点的に行うなど生活困窮者への支援を行ってきました。

こうしたことを踏まえ、本市における支援を必要とする生活困窮者を把握し、適切な支援へつなぎ、その人の暮らしが守られる地域づくりを目指し本市では「第1期平塚市生活困窮者自立支援計画（以下「困窮者支援計画」という。）」を第4期地域福祉計画と一体的に策定することとしました。



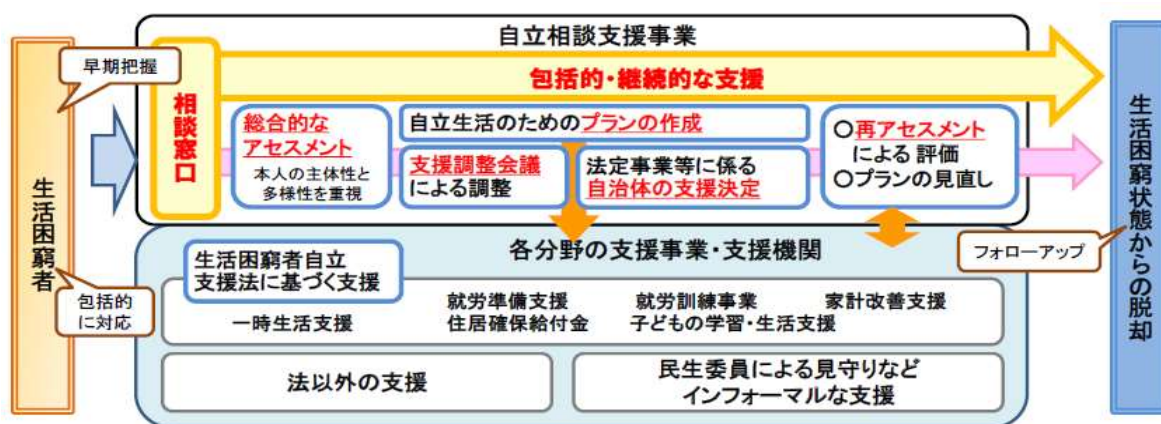
2 生活困窮者自立支援制度に関する現状と課題

(1) 生活困窮者自立支援制度に関する現状

(生活困窮者自立支援制度の概要)

困窮者支援法に基づく事業の概要は、次のとおりです。

必須事業	自立相談支援事業	支援プランを作成し、就労等の支援を行うほか、必要に応じて情報の提供や関係機関との連絡調整を行う。
	住居確保給付金の支給	離職により住居を喪失するおそれのある人等に、就労支援を行いながら家賃相当額を支給する。収入などに一定の要件あり。
任意事業	就労準備支援事業	一般就労に向けて、生活リズムを整える、他者とのコミュニケーションを図るなどの日常生活・社会生活自立に関する支援や、就労体験の提供を行う等の就労自立に関する支援を行う。
	家計改善支援事業	家計表を活用しての家計管理、滞納解消や各種給付制度の利用、債務整理等に関する支援を行う。
	一時生活支援事業	宿泊場所や食事等の提供を行うほか、事業を利用していた人で現在は住居を持つ人等に日常生活を営むのに必要な情報の提供や助言を行う。
	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮者である子どもに対し、学習の援助等を行う。
	就労訓練事業	一般企業等で働くことが難しい人に、訓練として就労体験や支援付きの雇用を提供する。県の認定を受けた事業所が実施。



※ 生活困窮者自立支援制度における相談支援のイメージ

(国の状況)

生活困窮者に関する我が国の現状として、困窮者支援法の見直しに伴い国が取りまとめた報告書において、生活困窮者自立支援制度の対象となり得る人の数の推計が次のように例示されています。

- 福祉事務所来所者のうち生活保護に至らない人は約 30 万人(2017 年)
- ホームレスは約 6,000 人 (2017 年度)
- 経済・生活問題を原因とする自殺者は約 4,000 人 (2016 年)
- 離職期間 1 年以上の長期失業者は約 76 万人、15 歳～39 歳の狭義のひきこもり状態 (6 か月以上家からの外出の機会がほとんどない状態で、病気等ではなく、家事、育児等をしていない人) にある人は約 18 万人、広義のひきこもり状態 (趣味の用事の際は外出するなど、狭義のひきこもり状態と比べると外出の機会が多い人) にある人は約 54 万人 (2016 年・内閣府推計)
- 教育の分野に加え、社会福祉に関する知識を有し、問題を抱えた児童・生徒に対して、働きかけやネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく「スクール・ソーシャル・ワーカー」が支援している子どもは約 6 万人 (2015 年)

このほか、税や各種料金の滞納者、多重債務者、さまざまな要因が複合して生活に困窮している高齢者や高齢期に至る前の中高年齢層が生活困窮者自立支援制度の対象となりうる人の例として挙げられます。

(平塚市の状況)

本市における、生活困窮状態にあると思われる人の数などの推移は、次のとおりです。

- 生活保護関係

2015年度から2017年度までの間で、生活保護利用の相談をして生活保護の開始に至らなかった件数は、479件でした。困窮者支援法及び生活保護法において、生活困窮者の相談窓口で要保護となるおそれが高い人を把握した時は、生活保護制度に関する情報提供等を行うこととする一方で、被保護者が生活保護から脱却する際、生活困窮者に該当する場合は、生活困窮者自立支援制度についての情報提供等を行うこととされています。

生活保護世帯数等

	2015年度	2016年度	2017年度
被保護者世帯数	2,524	2,551	2,590
被保護者人数	3,358	3,354	3,378
就労収入増加による保護廃止件数	53	55	40
生活保護利用相談実件数	561	529	478
生活保護開始件数	374	361	354

(出典：生活福祉課資料)

○ 失業者

離職後2年以内であることなど、失業者の中には住居確保給付金の要件に該当する人が存在する可能性があり、ハローワーク等と連携して制度案内や支援を行っています。

完全失業者数

	2015年度	2016年度	2017年度
完全失業者数	222	208	190

(出典：産業振興課資料)

○ 税等滞納関係

税務等の担当部局には、各種税等の滞納相談に来る人など経済的に困窮している人が訪れることもあると考えられます。そのような人に対しては、必要に応じて生活困窮者の自立相談支援機関につないでいます。

○ ホームレス関係

ホームレスに関する全国調査において、本市は、県内市町村で横浜、川崎

に次いで3番目にホームレスが多い自治体となっています。この全国調査の結果により、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化が確認され、健康状態の悪い人が一定程度存在することがわかっています。

ホームレス数等

	2015年度	2016年度	2017年度
ホームレス人数	47	47	40
ホームレス巡回相談延べ件数	257	212	182
脱ホームレス数（入院又は死亡による数を含む）	23	11	11

（出典：福祉総務課資料）

2017年7月から8月までに実施した市民意識調査において「一人暮らし」で、近所の人とのつきあいで「あいさつをする程度」、「ほとんど付き合いがない」と答えた人が、「相談したい相手」として挙げたものは、「友人、職場や学校の人」が29%、「別居の家族、親類」が26%、「医師などの医療機関」が11%となっている一方、「市役所、保健所などの行政機関」は5%でした。また、「相談しづらい理由」として挙げたものは、「他人に頼らず自分で何とかしたい」が23%と最も多く、次いで「気軽に相談できる相手がいない」、「どこに相談したらよいかわからない」がそれぞれ16%でした。

このような状況の中、本市では、困窮者支援法の施行前から保健福祉に関する総合相談窓口を設置しており、これまでも生活困窮の問題を含め相談者の対応をしてきました。

困窮者支援法の施行後は、保健福祉総合相談窓口とくらしサポート相談が連携し、生活困窮者からの相談を受け付けるだけでなく、生活困窮者がいることを把握した庁内関係課から相談を受け付けたり、必要に応じて生活保護の相談につないだりして、生活困窮者に対して支援を行っています。

また、主な取組は、次のとおりです。

○ 必須事業

困窮者支援法で定める必須事業である自立相談支援事業と住居確保給付金の支給を実施しています。

本市における自立相談支援事業は、市社協へ委託して実施し、くらしサポート相談を保健福祉総合相談窓口と併設する形で本庁舎内に設置しています。2015年度からの支援の状況は、次のとおりです。

相談等件数

	2015年度	2016年度	2017年度
新規相談受付件数	873	866	377
プラン作成件数	30	31	77
就労支援対象者数	18	15	34
就労者数 (うち就労支援プラン対象者)	19 (-)	6 (4)	9 (8)
増収者数 (うち就労支援プラン対象者)		9 (8)	2 (2)

(出典：福祉総務課資料)

自立相談支援事業の一環として、2017年度からは、就労訓練事業の認定を神奈川県から受けている事業所と連携して、就労支援を行っています。

住居確保給付金の支給については、就労支援を支える仕組みとして実施しています。2015年度からの支援の状況は、次のとおりです。

住居確保給付金相談件数等

	2015年度	2016年度	2017年度
相談件数	23	26	12
申請件数	11	13	11
決定件数	11	9	7
支給延べ数	44	41	34

(出典：福祉総務課資料)

○ 任意事業

本市では、任意事業として子どもに対する学習支援事業を行っており、生活保護世帯や基準以下の低所得世帯の中学生を対象に、学習支援を行っています。また、学習等支援相談員（通称：子ども支援員）が、生活習慣などの

家庭問題、進学や就労等の問題について学校等の関係機関と連携して、生徒や保護者に対して中退防止等のための相談、指導を行っています。

2015年度からの支援の状況は、次のとおりです。

子どもの学習支援参加人数

	2015年度	2016年度	2017年度
子どもの学習支援参加人数	13	20	33

(出典：生活福祉課資料)

○ ホームレス自立支援

本市におけるホームレス対策は、月2回の巡回相談を実施し、状況把握に努めるほか、医療機関や民間のホームレス支援団体と連携して自立の支援を行っています。

(2) 生活困窮者自立支援制度を取り巻く諸課題

本市においては、生活困窮者に関する現状を踏まえた各種の取組を進めており、特にホームレス支援の分野においては一定の成果も出ているところですが、生活困窮に関する相談では次のような課題が抽出されます。

○ 相談体制の整備、周知啓発

支援を必要とする人は、自ら行政等関係機関に相談に行く人は少なく、その把握が難しくなっており、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が数多くいると考えられます。そのため、福祉部局にとどまらない全庁的な連携体制を検討し、地域における見守り活動などを担う民生委員児童委員などとさらに連携して、生活困窮者を把握する必要があります。また、失業等により住居を失うおそれのある人に対して、求職活動に専念できるよう住居確保給付金の制度を広く周知する必要があります。

○ 任意事業の検討

必須事業では対応が難しい家計の収支バランスが悪く家計の管理が適切にできていない人、自立に向けて一時的な生活の場が必要な人、また、一般就

労に向けて生活リズムを整えることが必要な人などに対し、任意事業の実施を検討することが必要です。

○ 複合的な課題を抱える人の負担軽減

複数の課題を抱える生活困窮者は、いくつもの相談機関に相談する必要があり負担となっているため、その負担を軽減する必要があります。

○ ホームレス巡回相談等

巡回相談等により本市のホームレスの人数は減少傾向にありますが、まだ、全国の他市と比較しても多くのホームレスがいます。今後もさまざまな状態のホームレスに対する巡回相談による支援が必要となっています。

○ 就労に向けた支援の拡充

「働きたいけど家庭の事情があって短時間しか働けない」、「就労経験が乏しい」、「就職したことがない」など、さまざまな事情から今すぐに一般企業で働くことが難しい方に対する支援が必要です。

○ 貧困の拡大と連鎖を断ち切る取組

生活保護世帯、生活困窮世帯の中学生、高校生に対して学習支援等を行っていますが、支援の必要な生徒の増加への対応が必要となっています。

3 施策の推進の基本的な考え方

こうした現状把握と課題抽出を前提として、さらに第3章で整理した計画全体の基本理念や基本目標を踏まえた困窮者支援計画における施策の推進の基本的な考え方は、次のとおりです。

経済的な困窮など生活上の困難が生じた場合でも適切な支援へつながり、暮らしが守られる地域づくりを目指します。

さまざまな事情により生活困窮状態にあると思われる人が一定数存在する中で、本市は困窮者支援法に基づく支援のほか、さまざまな取組を行ってき

ました。しかし、まだ適切な支援につながっていない生活困窮者が地域には数多くいると考えられます。

施策の推進の基本的な考え方を実現するために、くらしサポート相談の充実や民生委員児童委員等関係機関との連携体制の強化によって、地域における生活困窮者が相談につながり、さらには相談から支援につながるよう、いのちとくらしの総合相談会などいのちとくらしを支える取組により相談や支援の体制を充実させ、地域に応じた連携体制を構築していきます。

コラム 22 地域づくりにつながる困窮者支援の一例

生活困窮者に対する支援を進める上では、生活困窮者を早期に把握するための地域のネットワークづくりや、生活困窮者の支援に活用できる社会資源の把握・開拓など、いわば生活困窮者支援を通じた「地域づくり」を行うことが重要です。生活困窮者に対する支援は、市や市社協だけでなく地域にも広がっており、行政だけにとどまらない生活困窮者支援の仕組みが地域に根付き、地域の多様な課題の解決にも資するものとなることが期待されています。

子どもや地域の住民を対象に無償又は低廉な価格で食事を提供する、いわゆる「子ども食堂」の活動は、子どもの貧困対策や居場所づくりを目的として、民間団体により広がりを見せています。

一般家庭や事業所で余っている食品を、生活困窮者や母子家庭等の食糧支援が必要な人に届ける、いわゆる「フードバンク」の活動は、市内のNPOが実施しています。本市においては、食糧支援が必要な人に対してくらしサポート相談において生活における課題解決を図っているほか、一般家庭等で余っている食品の寄付を募る、いわゆる「フードドライブ」の活動場所を市役所内で提供するなど、連携して支援を行っています。

このような支援や連携を通じて、生活困窮者を支援できる「地域づくり」に取り組むことも、困窮者支援法の大きな目的の一つです。



フードドライブの様子

4 市民、関係団体、市（市社協）の役割

困窮者支援計画の推進には、単に市や市社協が施策を推進するだけでなく、地域全体の取組が不可欠です。そのため、次のとおり市民、関係団体、市（市社協）に期待される役割を整理しました。

【困窮者支援計画を推進するために期待される主な役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> • 生活困窮者や支援に関する理解を深め、支援を通じて地域における支えあいの輪を広げるよう努力 • 地域における生活困窮者を把握した場合の、民生委員児童委員等を通じたくらしサポート相談等が行う支援へのつなぎ
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> • 生活困窮者が入居する住宅の不動産媒介業者等は、必要に応じて住居確保給付金の支給等の市が行う支援と連携 • 就労訓練事業を行う事業者は、くらしサポート相談と連携して生活困窮者に対する就労訓練を実施 • 地域包括支援センター等の福祉に関するサービスを提供する事業者は、必要に応じてくらしサポート相談と連携した生活困窮者への支援の提供
市（市社協）	<ul style="list-style-type: none"> • くらしサポート相談の相談体制を充実させ、さまざまな相談に対応し、関係機関との連携を含め、幅広く支援を推進 • 福祉の分野に限らず、就労や税務等の業務においても生活困窮者を把握した際の自立相談支援事業の利用勧奨等 • 支援が届いていない生活困窮者の把握

5 生活困窮者自立支援に向けた取組

本計画における生活困窮者自立支援の取組は、次のとおりです。なお、困窮者支援計画の数値等目標については、別冊の27ページ以降に取りまとめました。

(1) 自立相談支援（暮らしサポート相談）の充実	01 自立相談支援事業の実施
	02 住居確保給付金の支給
(2) 相談からつながる支援の拡充	03 子どもに対する学習・修学の支援事業
	04 一般就労に向けた訓練事業
	05 就労準備の支援の実施検討
(3) 連携体制の強化	06 家計の改善支援の実施検討
	07 民生委員児童委員等関係機関との連携強化
(4) いのちと暮らしを支える取組	08 巡回相談等のホームレス自立支援
	09 一時生活支援事業の実施検討
	10 「いのちと暮らしの総合相談会」

(1) 自立相談支援（暮らしサポート相談）の充実

自立相談支援事業は、生活困窮者の発見・把握という包括的な支援の「入口」となるものです。さまざまな相談に対応し、幅広い支援を行う必要があるため、暮らしサポート相談における相談体制の充実を図ります。

01 自立相談支援事業の実施

(事業に関する現状)

暮らしサポート相談において、自立支援計画の作成等により就労等の意欲

や他者との関係性などの面で改善を図り、継続的な支援により自立に向けたステップアップを目指すための支援を行っています。

(事業に関する課題)

生活困窮者の中には、適切な支援につながない人が相当数いると考えられます。生活保護法の改正による基準の見直しや収入状況の変化により生活保護の対象とならない生活困窮者が、的確に暮らしサポート相談につながるよう、生活保護制度と連携する必要があります。

(取組の方向性)

生活困窮者の存在に気づいた関係行政窓口やさまざまな福祉相談機関、地域福祉活動団体等から自立相談支援につながるよう、関係機関の連携を促進し、予防的な対応も含め、相談者を広く受け止めて自立を支援します。

(事業の概要)

アウトリーチ(※36)を含め、広く生活困窮者の相談に応じ、それぞれの状態にあった支援プランを作成して就労支援や生活支援を行います。また、その他の必要な支援施策につなげます。

02 住居確保給付金の支給

(事業に関する現状)

生活困窮者に対する就労支援の一環として、離職後2年以内で就職活動を実施している人に当面の住まいを確保するため「住居確保給付金」を支給しています。

(事業に関する課題)

広く本制度の周知が必要です。

(取組の方向性)

制度を周知することにより、離職等による経済的困窮が生じた際、できるだけ早く暮らしサポート相談につながるような関係機関の連携を促進しま

※36 アウトリーチとは、対象者のいる場所に積極的に出向いて働きかけることをいいます。

す。住居確保給付金の受給者に対しては、より一層の早期かつ安定した就労につながるよう支援を行います。

（事業の概要）

離職等による経済的困窮を把握しやすい関係行政窓口などへ重点的に制度の周知を行います。また、ハローワークとの連携により、くらしサポート相談において住居確保給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

（2）相談からつながる支援の拡充

生活困窮者の自立のためには、自立相談支援事業における支援に加え、就労等の「出口」の確保が求められています。そのためには、現在実施している子どもに対する学習・修学の支援事業や一般就労に向けた訓練事業との連携のほか、就労準備支援事業や家計改善支援事業などについても実施を検討し、自立相談支援事業からつながる支援について拡充していく必要があります。

03 子どもに対する学習・修学の支援事業

（事業に関する現状）

生活保護世帯や基準以下の低所得世帯の中学生を対象に、学習支援を行っています。また、学習等支援相談員（通称：子ども支援員）が、生活習慣などの家庭問題、進学や就労等の問題について学校等の関係機関と連携して、生徒や保護者に対して中退防止等のための相談、指導を行っています。

（事業に関する課題）

2018年度から対象学年を中学全学年対象としたこともあり、今後、支援の必要な生徒の増加が見込まれ、その対応をする必要があります。

(取組の方向性)

中学入学当初から学習支援をスタートし、高校入学後も中退防止等に取り組むことで、中学入学から高校卒業までの切れ目ない支援を実施します。

(事業の概要)

支援の必要な生徒の増加に対応した子どもに対する学習・修学支援事業を実施します。

コラム 23 保護司活動から見える子ども学習支援の必要性

～ある保護司の活動より～

保護司とは、犯罪や非行に陥った人の立ち直りを支える更生保護活動や、犯罪や非行のない明るい社会を目指す運動をするボランティアです。保護観察を通して対象者に寄り添い、自立した社会復帰の手助けをしていると、犯罪や非行に陥った人たちの中に、生育環境や生活困窮の問題があるケースが少なくないことが見えてきます。

保護観察を受けた40代の方は、小学生の頃から学習意欲が低く叱責されることが多かったそうです。中学入学後も学習についていくことができず、学校生活にもつまずき非行に走った結果、進学を諦めざるをえなくなり、職を転々とする生活になっていました。また、刑務所に収監されている人の子どもの例では、親がいなくなった不安を抱えて毎日を過ごし、楽しい学校生活を送るのも困難になっていました。家族は学習の遅れを心配するも、限られた収入では塾へも通わせられず、一時的に学習支援を実施しましたが、学習環境が整っていない家庭で育った子どもの遅れを簡単に取り戻せるものではありません。

さまざまな要因で学習につまずいた子どもたちは、自己肯定感が低く進学や就労意欲も低下してしまいます。家庭や経済的な要因が子どもの学力に影響を及ぼさないよう、学習支援の必要性を感じました。信頼できる大人と学習を通してふれ合うことで、苦手な学習にも自信をつけて興味を高めていきます。学習の楽しさを感じた子どもは、非行の誘惑に陥ることなく、将来、夢や希望を持って進学や進級ができるはずです。そして、そのことが明るい社会をつくる原動力になると信じています。

04 一般就労に向けた訓練事業

（事業に関する現状）

就労を希望する生活困窮者を対象として、県認定の就労訓練事業所において就労訓練を行っています。

（事業に関する課題）

就労訓練事業所の受入人数が少ないことや利用者の求職との希望がマッチングする範囲が狭いことなどから、就労訓練事業所、利用者、双方の数の増加につながる取組を行う必要があります。

（取組の方向性）

市内の企業等と関係機関の双方に対して、就労訓練事業の普及啓発を行い、認定事業者及び利用者の増加につながる取組を行い、生活困窮者の就労支援を推進します。

（事業の概要）

一般企業等への就労希望者を対象に就労訓練事業を実施するとともに、就労訓練事業の認定を促進するため、市内企業等に対して事業の周知や情報提供、認定の働きかけなどを行います。

05 就労準備の支援の実施検討

（事業に関する現状）

自立相談支援事業において、就労に関する情報の提供や生活リズムの調整等のアドバイス、ハローワーク等の関係機関との連携による就労の支援を実施しています。生活困窮者就労準備支援事業については、実施の可能性について検討しています。

（事業に関する課題）

一般就労に向けた準備が整っていない人に対する支援が必要です。

（取組の方向性）

自立相談支援事業における最終的な「出口」を確保するためにも、自立相

談支援事業だけでなく、生活保護制度における事業との一体的実施など、就労準備支援事業の効果的な方法について検討を進め、就労準備の支援を推進します。

(事業の概要)

導入の可否も含め、就労準備支援事業の効果的な実施方法を検討します。

06 家計の改善支援の実施検討

(事業に関する現状)

自立相談支援事業において、滞納状況の把握や貸付の紹介、家計の管理等に関するアドバイスを実施しています。生活困窮者家計改善支援事業については、実施の可能性について検討しています。

(事業に関する課題)

収入と支出のバランスが悪いなど家計の管理が適切にできていない相談者が多くいます。

(取組の方向性)

支援対象者のニーズを把握しつつ、自立相談支援事業だけでなく、生活保護制度における事業との一体的実施など、より効果的な家計改善支援事業の方法について検討を進め、家計の改善に向けた支援を推進します。

(事業の概要)

導入の可否も含め、家計改善事業の効果的な実施方法を検討します。

(3) 連携体制の強化

くらしサポート相談においては、支援を必要とする生活困窮者が自ら相談窓口を訪れるケースは少ないことから、その把握が難しい状況です。関係機関との連携を強化し、生活困窮者を把握する仕組みを構築することが求められます。そのために、関係機関や地域から生活困窮者に関する情報を把握す

る仕組みを構築し、連携体制の強化を図ります。

07 民生委員児童委員等関係機関との連携強化

（事業に関する現状）

民生委員児童委員など既存相談機関との連携に加え、今まで連携していない支援機関に対しては制度の説明などを行い、連携体制の強化を図っています。特にくらしサポート相談と生活保護所管課、ハローワークの3者は緊密に連携し、生活困窮者に対する支援を行っています。

（事業に関する課題）

生活困窮者の把握に必要な情報の共有については、福祉部局にとどまらない全庁的な連携体制を検討する必要があります。

行政機関で把握が困難な情報については、地域における見守り活動などを担う民生委員児童委員などとさらに連携する必要があります。

（取組の方向性）

民生委員児童委員などによる見守り活動等と連携を深め、行政機関では入手が困難な情報を把握するよう努めます。

生活困窮者の把握については、税関連の関係機関のほか、学校や教育委員会、よろず相談センター、地域若者サポートステーションなど、多岐にわたる関係機関との連携体制を強化します。

（事業の概要）

生活困窮者に関係する行政窓口等（各種税、公営住宅、住宅セーフティネット、生活保護等）との情報交換や制度説明を通じ、関係機関との連携を深めるほか、各地区の民生委員児童委員等に対して生活困窮者支援制度の説明や周知を行い、地域からの情報が的確に把握できるような仕組みを構築します。

(4) いのちとくらしを支える取組

本市では、困窮者支援法の施行前から「平塚市ホームレス自立支援施策の取り組み方針」に基づきホームレスに対する自立支援を行っており、一定の成果を上げています。また、生活困窮状態にある人が、それを理由に自殺に追い込まれることも考えられることから、本市が行う自殺対策事業と密接に連携して支援を行う必要があります。そこで、ホームレス等の住居を持たない生活困窮者への支援や生活困窮と自殺対策などのための総合相談会の開催などを行うことにより、より一層の「平塚らしい」いのちとくらしを支える取組を推進します。

08 巡回相談等のホームレス自立支援

(事業に関する現状)

「平塚市ホームレス自立支援施策の取り組み方針」に基づき、くらしサポート相談が巡回相談等のホームレス自立支援を行っています。全国調査における本市のホームレス数は、2010年度以降の調査から一貫して減少しています。

(事業に関する課題)

全国調査の結果により、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化が確認され、健康状態の悪い人が一定程度存在することが分かっています。また、ホームレスには、離職して間もない人から路上生活が長い人、さらには自宅があるもののホームレス同然の路上生活をしている人まで、さまざまな状態の人が含まれている実態があり、多様な生活課題に対する支援のあり方を検討する必要があります。

(取組の方向性)

巡回等を通じて信頼関係の構築に努め、本人を取り巻く状況を把握し、その意志を尊重して自立し安定した生活が営めるように粘り強く個別のかつ

継続的な支援を行うことで、ホームレスの自立支援を推進します。さらに、福祉関係機関、民間支援団体等と連携して、支援を行うことにより多様なニーズへの対応及び解決を図ります。

(事業の概要)

国が実施するホームレス数の全国調査を通じ、市内のホームレス数及び状況を把握するとともに、くらしサポート相談が主体となり医療機関や民間支援団体等と連携してホームレス巡回等の自立支援を行います。

コラム 24 医療機関と連携した生活困窮者支援

本市では、生計困難者やホームレスなどの医療の支援が届きにくい人に対して、医療機関と連携して支援を行ってきました。

支援の一つに、経済的な理由などにより必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、病院や診療所などが行う「無料低額診療事業」があります。

本市においては、医療の必要があると思われる人に対して、この事業を実施する医療機関（済生会湘南平塚病院、平塚診療所）が受診時の医療費を免除するとともに、くらしサポート相談において生活における課題解決を図るなど、連携して支援を行っています。

また、ホームレス巡回相談事業においても済生会湘南平塚病院と連携して、医療の必要がある、又は不安があるホームレスの居所を重点的に、年に3～4回合同で巡回し、医療に関する相談、往診等を行っています。

今後ともこういった事業や巡回を通じ、生計困難者やホームレスなどの医療支援の届きにくい人が適切な医療を受けられるような体制づくりに向けた連携を図っていきます。



済生会湘南平塚病院との
ホームレス合同巡回の様子

09 一時生活支援事業の実施検討

（事業に関する現状）

生活困窮者一時生活支援事業について、神奈川県や県内自治体との共同実施に向けて、検討を行っています。

（事業に関する課題）

生活困窮者の中には生活保護の利用を希望しない人や生活保護に該当しない人もおり、多様な生活課題を抱える人に対するきめ細かい支援体制の構築が必要です。

（取組の方向性）

居所はないものの生活保護制度の利用は望まない人などへの支援も視野に入れ、生活困窮者一時生活支援事業について、神奈川県や関係市との共同方式も含め実施します。

（事業の概要）

生活困窮者一時生活支援事業について、効果的な実施に向け検討します。また、居所はないものの生活保護制度の利用は望まない人などへの支援を行います。

10 「いのちとくらしの総合相談会」

（事業に関する現状）

自殺対策と生活困窮の相談は、それぞれの相談機関・窓口で対応しています。

（事業に関する課題）

生活困窮者が抱えている課題は、相談内容が複合的かつ複雑で相談窓口が多岐にわたるケースもあります。相談窓口・機関が異なることで、相談者の身体的・精神的な負担となることが考えられることから、複数分野の専門家・相談員が連携して支援を行う必要があります。

（取組の方向性）

労働者・失業者が抱えがちな問題（失業、生活苦、多重債務、うつ病、人間関係など）に対応できる専門機関（ハローワーク、労働基準監督署、福祉事務所、法律家（法テラス）、保健師）と連携した相談体制を整備します。

（事業の概要）

生活困窮状態の改善にはさまざまな社会資源の活用が必要なことから、複数分野の専門家・相談員が連携して総合的な支援を行う総合相談会（いのちとくらしの総合相談会）を開催します。

